

『今鏡』の「申しておはす」「申しておはします」

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学教養論集刊行会 公開日: 2013-05-23 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 川岸, 敬子 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/14842

『今鏡』の「申しておはす」「申しておはします」

川 岸 敬 子

はじめに

院政期に成立した『今鏡』に「申しておはす」という表現がある。

例一 「よろこびもなし、うれへもなし、世上の心」とかや作り給へりけるを、中御室と申てをはせしがの給けるは、「うれへこそあれ」とのたまはせけれど、位にはかならずしも、御門の御子なれど、即き給事ならねば、もの知り給へる人は、歎きと思すべからず。(二三五頁二行)

右は『今鏡本文及び総索引』の本文篇によるが、この種の表現が『今鏡』には散見する。文化審議会答申『敬語の指針』^②では謙讓語がⅠ(自分側から相手側又は第三者に向かう行為・ものことなど)について、その向かう先の人物を立てて述べるもの)とⅡ(自分側の行為・ものことなどを、話や文章の相手に対して丁寧に述べるもの)に分かれているが、

例一のような「申す」は謙讓語Ⅰなのか、謙讓語Ⅱなのか。本稿ではそれについて検討し、あわせて他の作品における使用状況を見ることにする。

一 謙讓語Ⅱの可能性

例一の「申しておはす」の「申す」を謙讓語Ⅰとした場合、「申す」は「(人々がある方を中御室と) 申し上げる」という意味になる。尊敬語「おはす」の主語は人々ではなく、ある方(中御室)と考えられる。「申す」と「おはす」の主語が食い違う。これは異例である。「ておはす」「ておはします」が動詞に接続した場合、上の動詞と「おはす」「おはします」とは主語が一致する。敬語が接続している例を挙げてみよう。

例二 その大將殿は、御みめこそいときよらに、あまりにふとり給てやをはしましけむ、御心はへもいとうつくしくをはしけり。(二四〇頁一四行)

例三 承香殿の女御とや申けむ。御女の善子の内親王、伊勢にいつきに下り給しに、具したてまつりてぞおはしける。(二七六頁二三行)

例二の「をはしましけむ」の主語は、「ふとり給てや」の主語と同じ大將殿、例三の「おはしける」の主語は、「具したてまつりてぞ」の主語と同じ承香殿の女御である。「申しておはす」において、「申す」と「おはす」の主語が異なるのは不自然である。

この問題を解消するために、「申す」を謙讓語Ⅱとしてみよう。謙讓語Ⅱの「申す」は、『今鏡』にも用いられている。

例四 かの皇后宮の女房、肥後守元輔と申が女清小納言とて、ことに情ある人に侍しかば、常にまかり通ひなどして、かの宮の事もうけ給なれ侍き。(一七頁三行)

例四の元輔には格助詞「が」が用いられているので、元輔が謙讓語Ⅰの「申す」によって高められるはずがない。この「申す」は聞き手に対して丁重に述べる謙讓語Ⅱである。

例一の「申しておはす」の「申す」が謙讓語Ⅱであれば、名を中御室と、本人が「言っている」を丁重に、かつ尊敬の意をこめて、「申していращる」と表現したと見ることができるといえる。この場合、「申す」と「おはす」の主語は中御室で一致する。ただし、このような表現を『今鏡』に認める余地はほとんどない。敬うべき人物の名について言う時に、本人が「〜と名乗っていращる」「〜とお名乗りになる」のような尊敬の表現は見られないからである。あるのは、人々がその方を「〜と申し上げる」という謙讓語Ⅰの表現ばかりである。例五のようである。

例五 陽明門院と申はこの御事なり。(一七頁九行)

以上のことから、「申しておはす」の「申す」が謙讓語Ⅱである可能性はほとんどない。

二 謙讓語Ⅰの根拠

では「申しておはす」の「申す」を謙讓語Ⅰとする根拠はどこにあるのか。私はそれを文構造に見たい。例一を除き、他の「申しておはす」「申しておはします」は次の三類型のいずれかにおいて用いられている。

A ……は(の)ゝと申しておはす(おはします) 五例

例六 鳥羽の帝、位の御時より参り給へりし後は、みこたちあまたうみたてまつりて、位をりさせ給しかば、女院と申ておはしましき。(六六頁四行)

例七 そのおとうとは、師親の四位の侍従など申ておはしき。(二三二頁五行)

例八 大納言の御子は、仁和寺の大僧正寛遍と申ておはしき。(三三二頁六行)

例九 御母后、しばしはあの御方など申ておはしましゝ程に、三位の位添へさせ給て、この御事をのみ、類なき御もてなしなれば、世の人ならびなく見たてまつるに、(六七頁九行)

例一〇 鳥羽の院の新院と申てをはしましゝ程に、はじめは長輔と聞えし、「兵衛のすけをつかはさむ」と申させ給ければ、かの御方に申させ給ふ事さがたくて、「さらば為忠は、今年の五節を奉れ」とてぞ、殿上許させ給ける。(二一〇頁四行)

B ……に(には・にも)ゝと申しておはす(おはします) 七例

例一 一 また女房の御腹に、右の大臣殿、三井寺のあや僧都の君、また三位中将殿など申ておはしますなり。(一三三
四頁六行)

例二 伊実の中納言の子に、少将、侍従など申てをはすなり。(一六八頁二行)

例三 この大納言の御子に、忠家の大納言、祐家の中納言など申てをはしき。(一七七頁四行)

例四 又山に法印など申ておはすなり。(一八六頁二行)

例五 六条殿、御子には、又男も、丹波の前司、和泉の前司など申ておはしき。(二二九頁七行)〔この用例は「男
も」とあるので、Aにも属する。〕

例六 又こと腹に、山階寺の実覚僧都など申ておはしき。(三二二頁二行)

例七 こと腹くにも、観宗寺の僧都、光明山の僧都など申てをはしき。(三三三頁一四行)

C ……にてはくと申しておはす 三例

例一八 大殿、三郎にては、按察の大納言経実と申してをはしき。(一四八頁一五行)

例一九 東宮大夫の太郎にては、侍従中納言実隆と申ておはしき。(一八〇頁一〇行)

例二〇 その御せうにては、春宮大夫季宗、大蔵卿行宗など申てをはしき。(三三三頁六行)

つまり「……は」「……に」「……にては」が「おはす」「おはします」に係るのであり、謙讓語Iの「申す」はそれ
とは一線を画していることと見ることが出来るのである。例一の単独で現れた「申しておはす」は、これらに用いられる
「申しておはす」を「申す」の代わりに用いたものと考えられることも出来るが、中御室が存在したことを取り立てて述べ

たいという意識から「おはす」が添えられたと見ることも出来る。

三 他の歴史物語等における状況

他作品における「申しておはす」「申しておはします」の状況を見てみよう。

『大鏡』^③には「申しておはします」の用例が一例ある。

例二一 なをしちかくとて、又ふりたてまつりて、「吉田」と申ておはしますめり。この吉田明神は、山蔭中納言のふりたてまつり給へるぞかし。(二三四頁一行)

「又ふりたてまつりて」の流れからは、『吉田』と申すめり」でよいはずのところである。明神が鎮座しますという意味を表そうとして「おはします」を添えた可能性がある。

『水鏡』^④には「申しておはす」が三例ある。

例二二 あくるとしの二月に御おとゝの雄略天皇の大泊瀬のみこと申ておはせし御めになしたてまつらんとて(五八頁七行)

例二三 おなし四年正月十四日に山部親王の中務卿と申ておはせし東宮に立給(一七八頁一行)

例二四 忠仁公の中納言と申ておはせしを后よひ申させ給て阿保親王の文をみかとにたてまつり給き(二一〇頁五行)

例二二〜例二四は「……の」となっており、前掲のAに該当する。

『増鏡』^⑤には、「申しておはす」「申しておはします」の用例はない。

『栄花物語』^⑥には「申しておはします」が一例ある。

例二五 我御世は廿余年ばかりにならせ給ふに、みかど若うおはします程は、撰政と申、大人びさせ給ふ折は、関白

と申しておはしますに、(上四三九頁三行)

例二五は、道長が主語になっているので、Aに属する。

ジャンルが異なるが、『今昔物語集』^⑦には次のような表現がある。

例二六 今ハ昔、御堂ノ、左大臣ト申シテ枇杷殿ニ住セ給ヒケル時ニ、(五一八一頁八行)^⑧

「御堂ノ」が「住セ給ヒケル」に係っている。「申シテ」と「住セ給ヒ」との間に「枇杷殿ニ」があるので、「申しておはす」「申しておはします」のような違和感はないが、これもその一種で、文構造の上からはAに属する。

延慶本『平家物語』^⑨にも「申しておはす」「申しておはします」の用例はないが、類例がある。

例二七 伊与守顕章ノ娘ノ、八条院ニ三位殿ト申テ候給ケルニ、此宮忍ビツ、通セ給ケル。(上三九〇頁九行)

この場合「八条院ニ」が「候給ケルニ」に係るので、Bに相当する。「娘ノ」も「候給ケルニ」に係っているので、Aでもあるが、「候フ」の意味に注目すれば、「八条院ニ」の方に重点があると言える。

『大鏡』『水鏡』『増鏡』『栄花物語』『今昔物語集』『平家物語』の状況を見ると、『水鏡』に「申しておはす」が三例あるが、他は一例ないし零である。『今鏡』において「申しておはす」「申しておはします」が格段に多い。『今鏡』の一つの特徴と見ることが出来る。

おわりに

以上のことから、「申しておはす」「申しておはします」の「申す」は謙讓語Iであり、『今鏡』にはこれらの表現が目立つと言える。『今鏡』独自のものではないが、特徴的なものと見てよいと考える。しかし、なぜ『今鏡』に「申しておはす」「申しておはします」が多いのか、また『水鏡』に「申しておはす」が三例あることが『今鏡』の影響によるものなのかどうかについては、改めて考えたい。

注

- (1) 榎原邦彦ほか編『今鏡本文及び総索引』(笠間書院 一九八四年)
- (2) 文化審議会答申『敬語の指針』(二〇〇七年)
- (3) 松村博司校注『大鏡』(日本古典文学大系 岩波書店 一九六〇年)
- (4) 榎原邦彦編『水鏡本文及び総索引』(笠間書院 一九九〇年)
- (5) 岩佐 正ほか校注『神皇正統記 増鏡』(日本古典文学大系 岩波書店 一九六五年)

- (6) 松村博司ほか校注『栄花物語 上・下』(日本古典文学大系 岩波書店 一九六四年・一九六五年)
- (7) 馬淵和夫監修『今昔物語集文節索引 卷一(三十一)』(笠間書院 一九七〇～一九八一年)
- (8) 山田孝雄ほか校注『今昔物語集 五』(日本古典文学大系 岩波書店 一九六三年)
- (9) 北原保雄ほか編『延慶本平家物語 本文篇上・下』(勉誠社 一九九〇年)
- 同『延慶本平家物語 索引篇上・下』(同 一九九六年)

(かわきし・けいこ 商学部教授)